

定 款

令和 7 年 6 月 27 日改定

株式会社 理 経

株式会社 理 経 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社理経と称し、英文では RIKEI CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子計算機、電子機器および精密機器の企画、開発、製造ならびにこれらの機器およびその材料・部品・周辺機器の輸出入ならびに販売
2. 火薬品、工業薬品、医薬品、毒物、劇物、塗料および防衛装備品の輸出入ならびに販売
3. 鉄鋼、非鉄金属、鉱石類およびこれらの加工設備の輸出入ならびに販売
4. 電子計算機に関するソフトウェア、人工知能およびロボットの企画、開発、研究、製作およびこれらの受託、輸出入ならびに販売
5. 建築および電気通信工事の企画、調査、設計、監理ならびに施工
6. 車両、航空機、船舶その他の輸送機器、飛翔体、宇宙機器およびこれらの関連機器の輸出入ならびに販売
7. 医療・介護・救命・救助用搬送装置およびこれらの関連機材の輸出入ならびに販売
8. 損害保険代理業および一般貨物自動車運送業
9. 不動産の売買および賃貸ならびに金融商品への投資および運用
10. 防災・安全に関する機器・設備、防災情報システムおよび有害物質処理設備、水浄化設備その他の公害対策設備の輸出入ならびに販売
11. 農水畜産物の加工設備および食料品の輸出入ならびに販売
12. デジタルコンテンツの企画、立案、製作、輸出入および販売
13. 通信回線による情報の転送および情報処理サービス
14. 前各号に係る導入、保守、リース、レンタルおよびコンサルティング業
15. 人材派遣業および各種業務受託
16. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,500 万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 23 条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録によ

り同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集手続)

第 33 条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第 38 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領され

ないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。